# 平成29年涌谷町議会定例会1月会議(第1日)

#### 平成29年1月6日(金曜日)

# 議 事 日 程 (第1号)

- 1. 開 会
- 1. 議長挨拶
- 1. 町長招集挨拶
- 1. 開 議
- 1. 議事日程の報告
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 会期の決定
- 1. 会議日程の決定
- 1. 議案第1号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 休 会

# 午後1時開会

出席議員(13名)

1番	竹中	弘	光	君	:	2番	佐々	木	敏	雄	君
3番	佐々木	こ み	き子	君	4	4番	稲	葉		定	君
5番	大 友	啓	_	君	(	6番	只	野		順	君
7番	後水	洋 洋	_	君	;	8番	久			勉	君
9番	杉浦	<b>i</b> 謙	_	君	1 (	0番	門	田	善	則	君
11番	大 泉	ţ	治	君	1	2番	鈴	木	英	雅	君
13番	遠 萠	彩 釈	雄	君							

# 欠席議員(なし)

# 説明のため出席した者の職氏名

町	長	大 橋	信	夫	君	副	町	長	佐々	木	忠弘	ム 君	
総 参 事 兼 課	課 長	度 辺	信	明	君	企 画 参 事	財 政兼課	課 長	今	野	博育	亍 君	
まちづくり推進認	果長 /	小 野	伸	=	君	企業立	地推進室	区長	大	崎	俊 -	- 君	
税 務 課	長	泉沢	幸	吉	君	町民	生活課	長	高	橋	由香	者 君	
町民医療福祉な副センター		高 橋	宏	明	君		療福祉な		浅	野	孝,	电 君	
町民医療福祉な 福 祉 課	//ター 長	牛渡	俊	元	君	町民医 健 康	療福祉な	//g- 長	熊	谷	健 -	- 君	
農林振興課	長道	遠 藤	栄	夫	君	建設	課	長	佐々	木	竹章	爱 君	
上下水道課	長	平	茂	和	君	会 計兼 会	管 理計 課	者 長	佐々	·木	健 -	- 君	
農業委員会会	:長 炸	畑 岡		茂	君	農 業 事 務		会 長	瀬	JII	Þ	見 君	
教育委員会教育	<b></b>	笠 間	元	道	君		終課 長ンター剤		木	村	苟	女 君	
生涯学習課	長 店	藤 崎	義	和	君	代表暨	監査委	員	遠	藤	要之月	助 君	

# 事務局職員出席者

事	務	局	長	髙	橋		貢	総	務	班	長	木	村	智書	手子
再	任	主	査	髙	橋	正	幸	主			事	日	野	裕	哉

◎開会の宣告 (午後1時)

○議長(遠藤釈雄君) 皆様、新年あけましておめでとうございます。

議員各位の皆様のネクタイも新調されまして、本年もよろしくということで、引き締まった気持ちで頑張り たいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(遠藤釈雄君) ただいまから平成29年涌谷町議会定例会を開会いたします。

#### ◎議長挨拶

〇議長(遠藤釈雄君) 平成29年涌谷町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年は議員定数条例の改正によりまして、新たに13人の議員定数により議会としてスタートした年でございました。そして1年間、初めて議員になられました4人の皆様を始めとする私たち13人は、様々な町からの提案に遭遇し、また多くの町民の皆様の考えをお聞きしてきた1年間でございました。

今年は、今議会2年目でございます。このような様々な経験を活かしまして、さらに町の発展のために尽くせればと、そう思っております。

どうぞ議員各位の皆様、そして参与の皆様、議会事務局の皆様、今年1年間よろしくお願い申し上げます。

#### ◎町長招集挨拶

- ○議長(遠藤釈雄君) ここで町長から招集のご挨拶をいただきます。町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** 新年明けましておめでとうございます。議員の皆様方におかれましては、穏やかな日和 のもと、ご家族おそろいで新年を迎えられたものと心からお喜び申し上げます。また、休み中には十分に充電 をなされたものと、私たちもしっかりとした考えで町政に当たりたいと、このように思っております。

昨年は、議会の皆様方には、大変誠意のあるご指導ご教授を賜り、町政の運営に当たることができましたこと、この場をお借りいたしまして心より御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、涌谷町の長年の懸案事項でございました企業誘致につきましては、昨年の12月13 日に立地協定を結ばせていただきました。この立地協定までには、紆余曲折がございましたが、議会の皆様方の特別委員会の設置といった力強いバックアップのもと、致させていただきましたこと厚く御礼申し上げます。 正式契約にはまだ猶予がございますことから、気を緩めることなく丁寧に進めてまいりたいと思っておりますので、議会の皆様方のさらなるご指導ご鞭撻をお願い申し上げ、年頭の挨拶にかえさせていただきます。

ご心配をいただいております8,000ベクレル以下の廃棄物処理につきましては、議会の皆様方のご理解をいただいたということでございましたが、35市町村の意思統一を図られなかったということで、先送りとし6カ月後に再度市町村長会議を開催したいという村井知事からございましたので、試験焼却についても涌谷町は見送りとし、減量化の方策を考えることといたしました。その際には、議会の皆様方にご相談申し上げますので、よろしくご教授をお願いいたします。大変ありがとうございました。

_		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	◎開議の宣告	
〇議長	(遠藤釈雄君) 直ちに会議を開きます。	
_		
0 <del>- 4</del> =	◎議事日程の報告	
	( <b>遠藤釈雄君</b> ) 日程をお知らせいたします。	
日	程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。	
_		
	◎会議録署名議員の指名	
	(遠藤釈雄君) 日程に入ります。	
日	程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、8番久 勉君、9	番村
浦謙	一君を指名いたします。	
_		
O=# E	◎会期の決定	
	(遠藤釈雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。	
	期につきましては、涌谷町議会定例会の通年開催に関する要綱第2条の規定により1月から12月まで 、	2 5
	おります。	
	諮りいたします。	
会	期は、本日1月6日から12月28日までの357日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんフ	70
	[「異議なし」と言う人あり]	
	(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、平成29年涌谷町議会定例会の会期は、本日1月6日	から
〇議長		
	28日までの357日間と決しました。	
	28日までの357日間と決しました。	

# ◎会議日程の決定

○議長(遠藤釈雄君) 日程第3、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

1月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、1月会議の日程は、本日1日と決しました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第4、議案第1号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(大橋信夫君)** 議案第1号の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、平成28年12月2日に公布され、平成29年1月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大や非常勤職員の育児休業取得にかかわる要件など、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 皆様あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。 それでは、議案第1号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明させてい ただきます。

議案書1ページ、新旧対照表につきましては、同じく1ページになります。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、昨年の12月2日に公布されまして、本年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容でございますが、昨年の12月会議でご可決いただきました職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と同様に、育児休業の対象となる子供の範囲を拡大するとともに、新たに非常勤職員の育児休業に係る規定を整備するものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、定例会資料により説明させていただきたいと思います。資料の1ページをお開き願います。涌谷町職員の育児休業等に関する条例第1条関係というふうになってございます。 今回の一部改正につきましては、施行期日の違いから2条建てで改正をしております。

まず第1条関係ということでございますが、表の見出しでございますが、改正される条、それから条の概要、

それから改正内容を記してございます。まず初めに第2条でございますが、育児休業をすることができない職員について規定しておりますけれども、第3号として、一定の要件を満たす非常勤職員にも、育児休業をすることができることとし、第3号では、育児休業をすることができない非常勤職員を規定しております。

次の第2条の2でございますが、育児休業法第2条第1項の条例で定める者を規定ということで、これは、 新規の条の追加でございます。この条につきましては、育児休業に係る子の範囲の拡大によるものでございま して、法に定める子に準ずるものとして、職員が里親であって養子縁組によって、養親となることを希望して いる者として委託することが、適当と認められるにもかかわらず、実親等の同意が得られなかったために、当 該職員を養育里親として委託された子を養育する場合も含めるというものでございます。

第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日ということで、この条につきましても新規の追加でございます。この条につきましては、非常勤職員が育児休業をすることができる期間について定めているものでございまして、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日において、次の該当する事由に応じて育児休暇時間を規定しております。第1号に該当する場合につきましては、子の1歳の到達日。第2号に該当する場合には、子が1歳2カ月に達する日。第3号に該当する場合につきましては、子が1歳6カ月に達する日までの期間について、育児休業することができる。とするものでございます。

第2条の4につきましては、第2条の2、第2条の3の追加による繰り下げでございます。

第3条につきましては、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について規定してい るものでございます。育児休業につきましては、原則として、同一の子については1回の取得ということにな っておりますけれども、再度の育児休業することができる特別の事情を規定してございます。第1号につきま しては、育児休業している職員が産前休業又は出産したことにより育児休業期間が終了した場合で、産前休業 又は出産による新たな育児休業の対象となった子が、死亡したとき又は他人の養子になったこと等の理由によ り職員と同居しなくなったときということでございますが、わかりやすく言いますと、1人目の育児休業して いた子に加えて、2人目の妊娠をして子供が生まれたといったときに、最初の子供の育児休業期間は一旦終了 するわけですけれども、2人目の新しい育児休業の対象の子供が、死亡したり養子に出したりということで、 職員と同居しなくなったときには、最初の子供がまた再度育児休業の対象になるというものでございます。第 2号の新たな育児休業の対象となった子が、特別養子縁組の請求等の場合に当たるときは、その特別養子縁組 の申し立てが成立しなかった場合又は養子縁組が成立することなく里親委託が解除された場合ということで、 このことにつきましては、第1号とは逆に、2人目の新しい育児休業の対象の子供を養子に出そうとして、一 旦2人目の子供の育児休業が切れるわけですが、養子縁組が成立しないということで、また家に戻ってきた場 合には、その2人目の子供が育児休業の対象に再度なるというものでございます。第3号から第6号につきま しては、1号ずつ繰り下げになるものです。第7号につきましては、第2条の3第3号に該当する場合に該当 することということで、新規の追加になっております。第8号につきましては、任期の末日まで育児休業をし ている非常勤職員が、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするときには再度の育児休業 ができるとするものでございます。次のページをお開き願います。

次の第10条でございますが、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情というものを規定してございます。短時間勤務の終了の日から、終了

の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、再度の育児短時間勤務をすることができるというふうになっておりますが、1年を経過しない場合にすることができる特別の事情ということで第10条で規定しております。内容につきましては、前ページの第3条第1号第2号の再度の育児休業をすることができる特別の事情と同様の内容となっております。それから、下の方になりますけれども、第3号から第7号につきましては、上記の2号が追加されたことにより、1号ずつ繰り下げになるものでございます。

第11条、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態につきましては、条文中の引用条例の規 定の整理でございます。

第17条になりますが、部分休業を請求することができない職員。このことにつきましては、見出しで文言の整理、それから第1号については、次の第2号の追加に伴う規定の整理でございます。第2号につきましては、部分休業をすることができない職員として、一帯の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を規定したものでございます。

第18条につきましては、部分休業の承認ということで、第1項は非常勤職員が部分休業をすることができることとしたことに伴う規定の整理でございます。第2項につきましては、部分休業の承認を受けることができる職員が、介護時間の承認を受けている場合の部分休業取得時間の算出方法を規定したものでございます。第3項につきましては、非常勤職員の部分休業の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内最長2時間でありますけども、この中で行うものとして、当該範囲内で2時間から介護をする時間等を減じた時間を超えない範囲内とすることを規定したものでございます。

その下になりますが、第2条関係ということで、これは4月1日から施行することになりますが、第2条の 2 で育児休業法第2条第1項の条例で定める者ということで、第1条関係で説明いたしました子の範囲の拡大 に伴う規定でございまして、平成29年4月1日施行の児童福祉法の改正に伴いまして、法第6条の4の規定が 整理され、職員が里親であって養子縁組により養親となることを希望している者というものを、養子縁組里親 という用語に改正するものでございます。

それでは、議案書の6ページ最終のページになりますけども、見ていただきたいと思います。

附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の涌谷町職員の 育児休業等に関する条例の規定は、平成29年1月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、平成29年 4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

- ○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。8番。
- ○8番(久 勉君) 非常勤職員ということで、ちょっとわかりにくいんですけど、町で雇用している職員の 形態の中には、臨時職員や、あるいは嘱託職員。たとえば病院、老健、さくらんぼこども園、それから学童保 育担当職員ですかね、そういった方々が対象になるのかなと思いますが、対象になる方々ってどのような方々 なのか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 今回の改正の中で大きなところは、非常勤職員の育児休業を対象にするというところでございますけれども、非常勤職員につきましては、大きく見た場合には任期を定められていない常勤の職員で、いわゆる私たちのような正規の職員以外の職員が、非常勤職員に当たるというふうに考えてお

ります。ただ、地方公務員法第17条を根拠とする職員で一般職の非常勤職員、それから第22条を根拠とする臨時的任用の職員という本来であれば正規職員のほかの職員というのは、その2つに分類されるところでございますけれども、涌谷町におきましては、嘱託職員それから臨時職員というふうな形で雇用しております。今回の条例の適用につきましては、1年以上継続して勤務されている職員で、さらに1年6カ月以上の勤務が見込まれる者が、対象になるということになりますから、これまで勤務されている幼稚園の臨時職員でありますとか、嘱託の職員も該当するというふうに考えております。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 8番。
- ○8番(久 勉君) 民間においてはですね、平成3年の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律ということで、先駆けてやられているようですが、町内の民間企業の実態というんですか、何十社と会社があるわけですが、そこで働いている正職員あるいはパートさんの数等は、つかんでますでしょうか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- **〇総務課参事兼課長(渡辺信明君)** 大変申し訳ございませんが、その点については、つかんでおりません。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 8番。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 今回の改正につきましては、町の職員に対する内容となっておりまして、 ただいま久議員がおっしゃられますような町内の企業の実態の把握等につきましては、今後まちづくり推進課 の方と一緒になってやっていければと考えております。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 町長。
- ○町長(大橋信夫君) ただいまの件につきましては、補足説明させていただきます。今、久議員おっしゃったことは誠にそのとおりでございまして、その部分が遅れているのかなと、実態も調べていない中でのこのような法律が出てくるということにつきましては、私はちょっと異論を感じますが、ある事例がございます。一般の育児休業いわゆる子供を育てるために一定期間休んで子供を育てることが基本ですが、実際夫婦で働けば、子供を育てる時間がない。あるいは産むことにちゅうちょする。ということが言われてまいりました。しかしながら、しっかりと夫婦で働いている国ほど出生率が向上するという例もございます。そういったことを考えますと、働くことと合わせて、しっかりと子供を育てられる環境づくり、国の法律でございますので、涌谷町が法律以外のことができるというのは難しいですが、そういったムードづくりもしてみたい。そのことがやが

て少子化対策の大きな根本的な解決方法になっていければと感じておりますので、議会の皆様方にもご協力を お願いしたいと思います。以上です。

- ○議長(遠藤釈雄君) ほかにございませんか。10番。
- 〇10番(門田善則君) 前者の話を聴いてなのですが、臨時職員も含むと言うことであれば、特に幼稚園とか保育園の先生方結構臨時の方おるわけですが、今後採用についても、臨時というのは必要に応じてということで、今どうしても必要だからということで臨時を使うと私は認識しておりますが、その方が1年半勤めて、育児休暇しますと言ったら、また新しい人を採用しないといけないような状況が、毎度毎度になってしまう気がするので、その辺の対応をどのように考えているのか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 臨時職員、嘱託職員もそうですが、任用する際には1年契約の中でやっているわけでございますが、実情といたしましては職員の不足を補うものということで、臨時の先生方を雇用しております。今回条例が改正されまして、議員がおっしゃられるような懸念される部分があるわけですが、そのことにつきましては、再度の任用をする際に、この条例の中で育児休業することによって休まれる先生の身分の保障というものも出てきますし、これまで継続して雇用していた実情もございますので、その辺につきましては今後の休まれる先生方と、それからこちら側の考え方との中で相談しながらやっていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 10番。
- O10番 (門田善則君) おそらくそういう話になろうかと思いますが、人事担当の総務課長としては、そういった部分をやはり町の経営の一環として考えた場合に、こういう法律も大変大事だと、私は子育て支援も大事だと思っておりますが、いつも新しい人新しい人では子供達も大変ではないかなという感じもしますので、その辺の調整をきちんとして採用に当たっては、そのことも踏まえた採用が必要ではないかと思いますが、再度いかがですか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 今後につきましては、議員がおっしゃられるように十分留意しまして採用の方をして行きたいというふうに考えております。
- 〇10番(門田善則君) 了解。
- ○議長(遠藤釈雄君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長	(遠藤釈雄君)	起立全員であります。	よって、	議案第1号	涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一
部を改	女正する条例は原	原案のとおり可決されま	した。		

#### ◎休会の宣告

O議長(遠藤釈雄君) 以上をもって平成29年涌谷町議会定例会1月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、あす1月7日から12月28日までの356日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、あす1月7日から12月28日までの356日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後1時28分